使用開始日　2025 年4月 19 日

しんきん J リートオープン（毎月決算型）

追加型投信／国内／不動産投信

当ファンドは、特化型運用を行います。

投資信託説明書
（請求目論見書）

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本文書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

１．この目論見書により行う「しんきんＪリートオープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第５条の規定により有価証券届出書を 2025 年４月 18 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は 2025 年４月 19 日に生じています。

２．本文書は、金融商品取引法第 13 条第２項第２号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（請求目論見書）です。

３．「しんきんＪリートオープン（毎月決算型）」の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

発　行　者　名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　花岡　隆司
本店の所在の場所	東京都中央区京橋３丁目８番１号
縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

しんきんＪリートオープン（毎月決算型）（以下「当ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

① 追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。(以下「受益権」といいます。)

② 委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（4）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（5）【申込手数料】

① 申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（※購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞ しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） ＜コールセンター＞0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00） ＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

2025年４月19日から2025年10月17日まで

（申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ　https://www.skam.co.jp

コールセンター　0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の９：00から17：00まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

① 当ファンドの取得申込みは、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

② 毎営業日の午後３時30分までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

③ 当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（Jリート）に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②　ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

１）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義＞

○「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

○「国　内」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「不動産投信」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの

＜属性区分の定義＞

○「その他資産（投資信託証券（不動産投信））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として不動産投信に投資する旨の記載があるもの

○「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの

○「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

○「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズ

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（https://www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特色１　Ｊリートに投資するファンドです。

◆当ファンドへの投資を通じて、間接的に不動産に投資した効果が得られます。

◆当ファンドが主な投資対象とするＪリートは、不動産からの収益を分配金として受け取ることが可能です。

◆当ファンドが主な投資対象とするＪリートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産と言えます。

Ｊリートとは…

- 「不動産を証券化した金融商品」で、「Real Estate Investment Trust」の頭文字を取ってREIT（リート）と呼ばれます。特に、日本で上場されているリートをＪリートといいます。
- リートは、「投資者から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営」を行い、「それによって得た賃貸料収入などから投資者へ分配金を支払う」という商品で、少額の資金で不動産に分散投資した効果を得ることができます。
- Ｊリートは、東京証券取引所などに上場され、株式と同じように公開の市場で売買されています。
- Ｊリートの分配金は、相対的に高い水準※にあります。

※一般的な傾向であり、銘柄や市場環境によって異なる場合があります。

〈Ｊリートの仕組み〉

当ファンドは特化型の運用を行います。一般社団法人投資信託協会は、信用リスク集中回避を目的とした投資制限（分散投資規制）を規則に定めており、特化型ファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
当ファンドは、国内の不動産投資信託証券（Ｊリート）に実質的に投資します。Ｊリートには、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体当たりの時価総額が占める割合）が10％を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■ 銘柄選定プロセス

わが国の金融商品取引所に上場されているJリート全銘柄

①財務分析

財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

②収益性分析

収益性および予想分配金利回りの水準を分析します。

③流動性・価格分析

流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

①～③の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を決定します。
一旦投資した後も、常に市場の動向を注視して、必要に応じて銘柄の組替えなどを行います。

Jリートは投資している不動産の種類によって特色があり、以下のような分類があります。

- **オフィスビル特化型**
  オフィスビルに投資
- **住宅特化型**
  賃貸マンションなどの住居に投資
- **商業施設特化型**
  ショッピングセンターなどの商業施設に投資
- **物流施設特化型**
  倉庫などの物流施設に投資
- **ホテル特化型**
  ホテルに投資
- **ヘルスケア施設特化型**
  高齢者施設・住宅、医療施設などに投資
- **複合型**
  2つの用途の不動産に投資するリート
- **総合型**
  3つ以上の用途の不動産に投資するリート

※一般社団法人不動産証券化協会の公表している分類に準じています。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ベンチマークについて

しんきんJリートオープン（毎月決算型）は、東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。
（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

東証REIT指数とは…

- 東京証券取引所に上場されている不動産投資信託（Jリート）全銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、2003年3月31日の時価総額を基準として（株）JPX総研またはその関連会社が算出・公表しています。
- 銘柄数の増減など市況動向によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正されます。
- 東証REIT指数（配当込み）の算出は、配当金落ち、有償減資の場合も基準時価総額の修正が行われます。

特色2 毎月安定した分配金をお支払いすることを目指します。

◆毎月の決算時（20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ

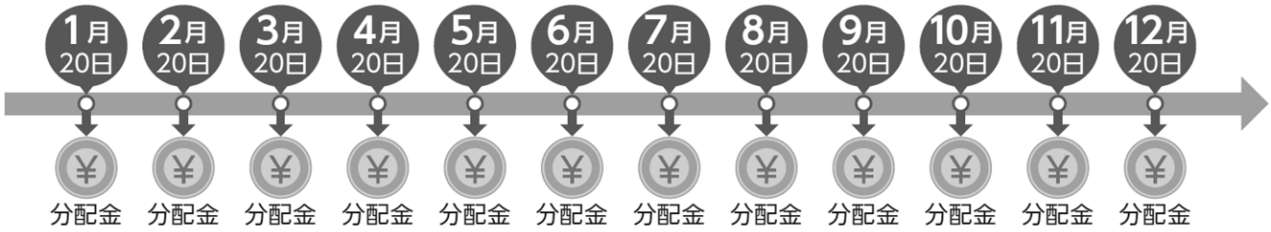

※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配方針

■ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

■ 分配金は、配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。

東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

追加的記載事項　収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

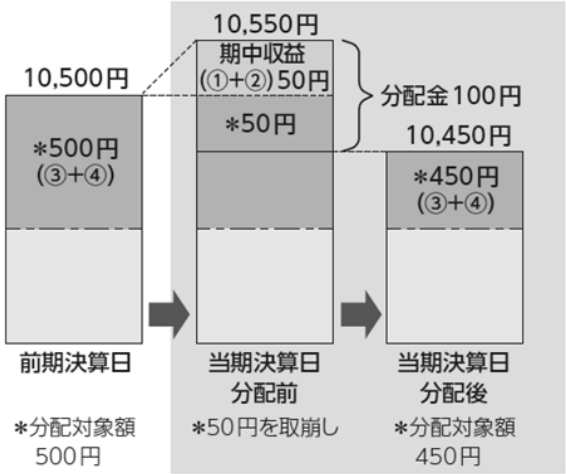

前期決算日から基準価額が下落した場合

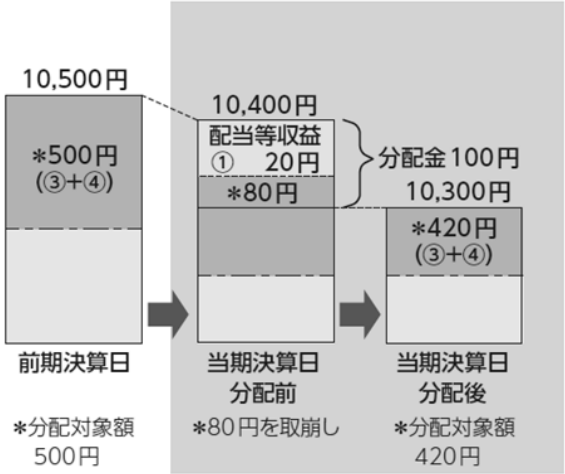

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

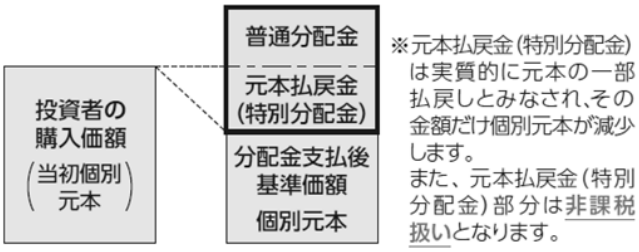

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

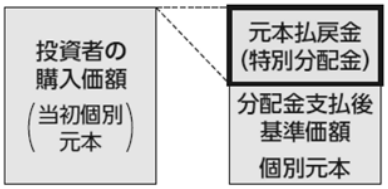

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■ ファンドの仕組み

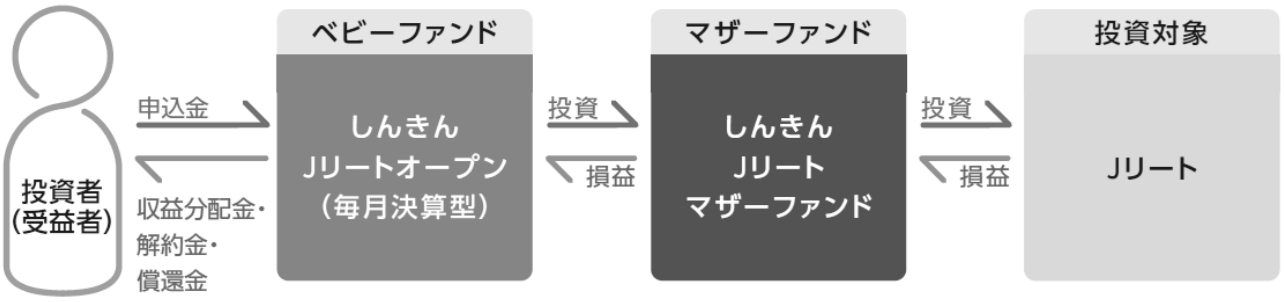

投資者の資金は、しんきんJリートオープン（毎月決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんJリートマザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※当ファンドの実質的投資対象であるリートは、不動産投資信託であり、当ファンドは投資信託に投資する投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）に該当します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

●投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

●同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30％を超えないものとします。

●株式への投資は行いません。

●外貨建資産への投資は行いません。

④　信託金の限度額

・5,000億円を限度額として信託金を追加できます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2005年２月１日　信託契約締結、当初設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

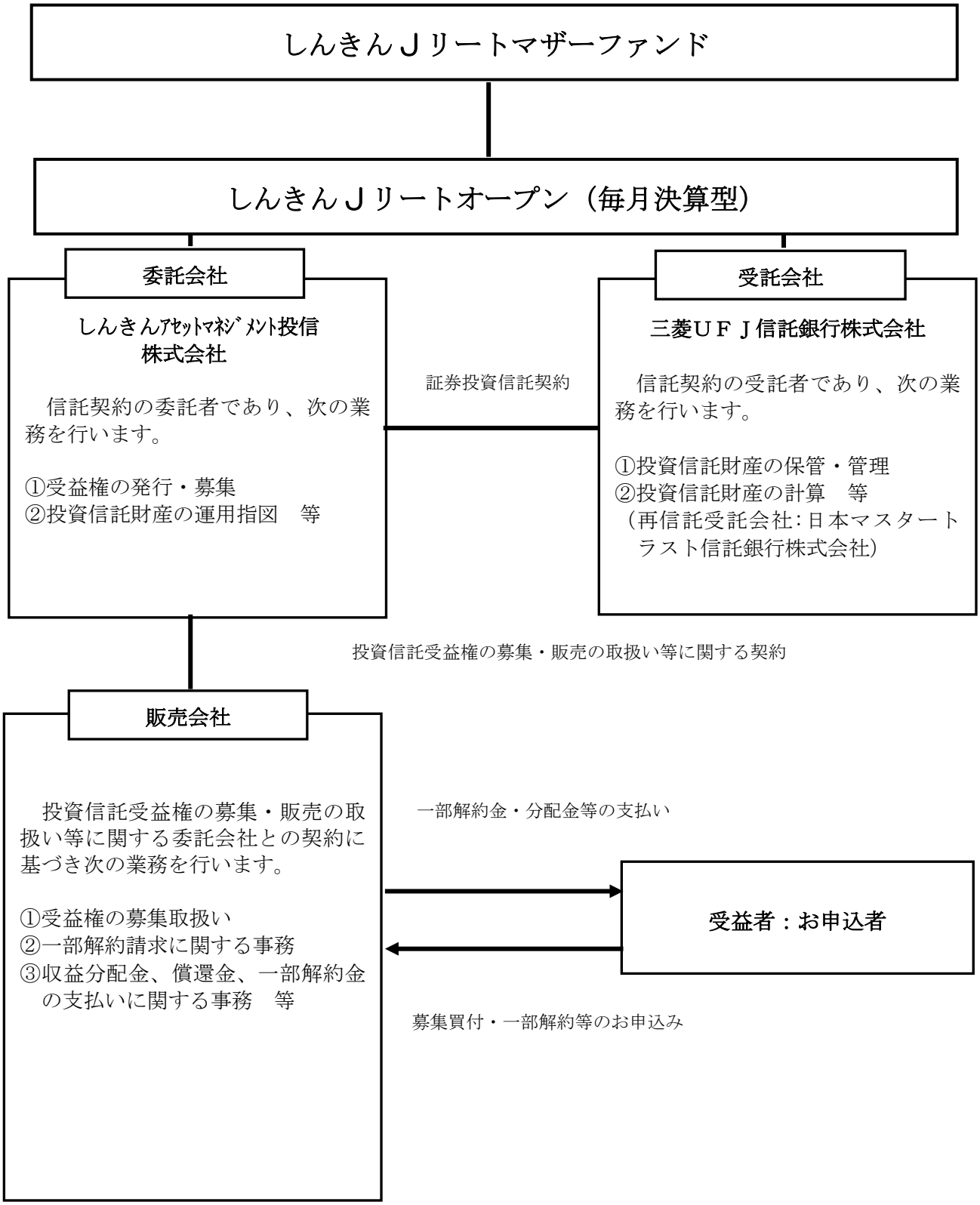

＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目８番１号

③ 資本金の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月　全信連投資顧問株式会社として設立

1991年３月　投資顧問業の登録

1992年３月　投資一任契約に係る業務の認可

1998年11月　「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更

1998年12月　証券投資信託委託業の認可

2007年９月　金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録

2017年８月　金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目３番７号	4,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 投資対象

親投資信託である「しんきんＪリートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

１） 投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２） 運用にあたっては、「東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

３） マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

４） 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とされる資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１）　有価証券

２）　金銭債権

３）　約束手形

②　投資対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきんＪリートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１）　コマーシャル・ペーパー

２）　外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３）　国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、３）の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資および買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）ならびに債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１）　預金

２）　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）　コール・ローン

４）　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。

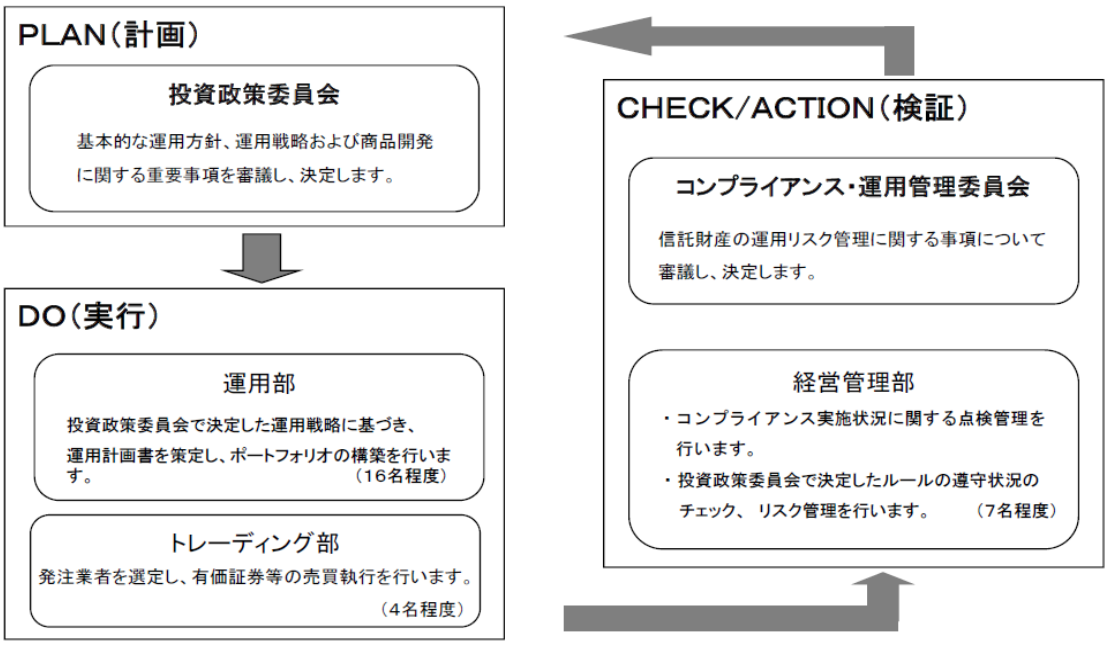

≪投資決定プロセス≫

① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時（毎月20日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 分配金は、配当等収益等を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案し決定します。

③ 留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

しんきんＪリートオープン（毎月決算型）の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

①　マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

②　マザーファンドを通じて投資を行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

③　マザーファンドを通じて投資を行う同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30％を超えないものとします。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

⑤　株式への投資は行いません。

⑥　外貨建資産への投資は行いません。

⑦　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。

１）　⑦の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

２）　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

３）　⑦の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑧　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

１）　⑧の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ）　一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

ロ）　一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

ハ）　借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10％以内。

２）　⑧の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

３）　借入金の利息は投資信託財産から支弁します。

＜参考＞しんきんＪリートマザーファンドの概要

（1） 投資方針

① 投資対象

主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

1） 我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

2） 運用にあたっては、「東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

3） 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

イ） 財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

ロ） 収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

ハ） 流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

4） 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

5） 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2） 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1） 有価証券

2） 金銭債権

3） 約束手形

② 投資対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1） コマーシャル・ペーパー

2） 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3） 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4） 新投資口予約権証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3）の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資お

よび買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）ならびに債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③　委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

１）　預金

２）　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）　コール・ローン

４）　手形割引市場において売買される手形

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の１）から４）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）　投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30％を超えないものとします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

④　株式への投資は行いません。

⑤　外貨建資産への投資は行いません。

※デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第１項第11号で定める新投資口予約権証券に限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３【投資リスク】

「しんきんＪリートオープン（毎月決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（１）　基準価額の変動要因

①　価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

②　不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③　信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

④　流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）　その他の留意点

①　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

②　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（３）　リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移

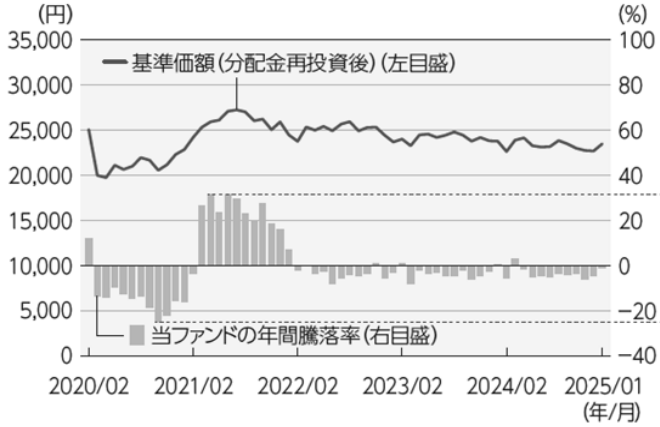

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

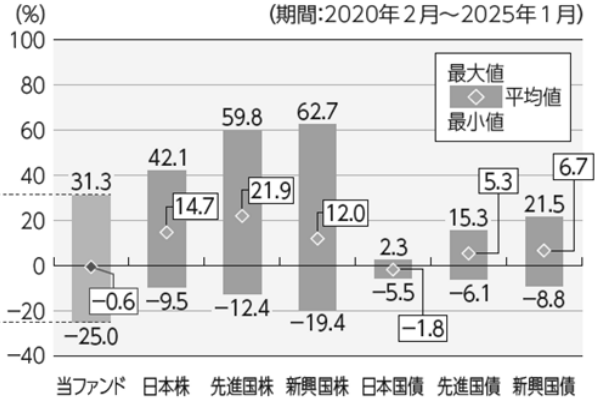

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近１年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。
※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。
※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2020年２月から2025年１月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。
※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。
※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（※購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。

③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

（2）【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

（3）【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）

純資産総額に対して、年率1.045%（税抜0.95%）

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

支払先	配分（税抜）および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、年率0.43%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、年率0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、年率0.07%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。

④ 投資信託財産に係る監査費用は、当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0077％（税抜0.007％）を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

⑤ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

⑥ 上場不動産投資信託は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示していません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

① 個別元本について

１） 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２） 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３） 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③　個人、法人別の課税上の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となります。

２）法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が１万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。

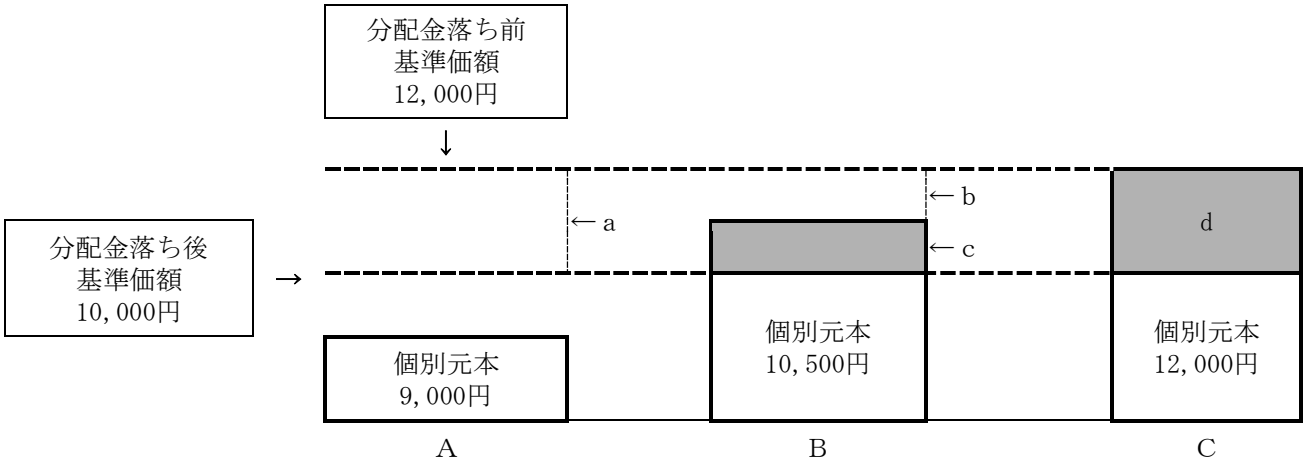

A） 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B） 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているｃの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からｃ「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのｂの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。

C） 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、ｄの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.05%	1.05%	0.00%

※対象期間は2024年7月23日から2025年1月20日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

以下は2025年１月31日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。
※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきんＪリートオープン（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	134,302,247,468	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	11,843,321	0.01
合計(純資産総額)		134,314,090,789	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきんＪリートマザーファンド	46,762,620,985	2.7510	128,643,970,330	2.8720	134,302,247,468	99.99

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		１万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第21特定期間末　(2015年７月21日)	190,210,137,565	192,149,711,528	7,355	7,430
第22特定期間末　(2016年１月20日)	201,114,426,429	203,408,067,244	6,576	6,651
第23特定期間末　(2016年７月20日)	236,334,453,888	238,820,576,610	7,130	7,205
第24特定期間末　(2017年１月20日)	252,999,247,791	255,868,807,660	6,612	6,687

第 25 特定期間末 (2017 年 7 月 20 日)	238,642,609,794	241,783,241,335	5,699	5,774
第 26 特定期間末 (2018 年 1 月 22 日)	240,455,971,598	243,695,936,255	5,566	5,641
第 27 特定期間末 (2018 年 7 月 20 日)	243,703,784,729	247,164,151,058	5,282	5,357
第 28 特定期間末 (2019 年 1 月 21 日)	253,369,579,929	257,175,563,968	4,993	5,068
第 29 特定期間末 (2019 年 7 月 22 日)	288,338,041,691	292,565,264,747	5,116	5,191
第 30 特定期間末 (2020 年 1 月 20 日)	309,028,556,890	311,986,872,236	5,223	5,273
第 31 特定期間末 (2020 年 7 月 20 日)	233,780,767,054	236,885,139,801	3,765	3,815
第 32 特定期間末 (2021 年 1 月 20 日)	246,268,395,122	249,587,498,173	3,710	3,760
第 33 特定期間末 (2021 年 7 月 20 日)	289,166,909,898	292,611,594,676	4,197	4,247
第 34 特定期間末 (2022 年 1 月 20 日)	243,342,345,746	246,993,823,422	3,332	3,382
第 35 特定期間末 (2022 年 7 月 20 日)	263,152,758,429	267,145,818,508	3,295	3,345
第 36 特定期間末 (2023 年 1 月 20 日)	244,454,253,735	246,628,523,341	2,811	2,836
第 37 特定期間末 (2023 年 7 月 20 日)	232,226,964,115	234,306,683,380	2,792	2,817
第 38 特定期間末 (2024 年 1 月 22 日)	197,857,704,659	199,739,387,574	2,629	2,654
第 39 特定期間末 (2024 年 7 月 22 日)	157,860,030,059	159,537,719,095	2,352	2,377
第 40 特定期間末 (2025 年 1 月 20 日)	129,329,878,454	130,838,962,782	2,143	2,168
2024 年 1 月末日	192,421,018,385	—	2,572	—
2 月末日	175,843,676,661	—	2,423	—
3 月末日	179,754,339,589	—	2,534	—
4 月末日	177,707,198,904	—	2,535	—
5 月末日	167,682,784,240	—	2,418	—
6 月末日	162,508,591,947	—	2,378	—
7 月末日	157,731,786,872	—	2,359	—
8 月末日	158,856,797,911	—	2,402	—
9 月末日	153,304,796,991	—	2,340	—
10 月末日	145,715,883,252	—	2,267	—
11 月末日	139,618,468,992	—	2,218	—
12 月末日	133,044,381,372	—	2,187	—
2025 年 1 月末日	134,314,090,789	—	2,236	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1 万口当たりの分配金（円）
第 21 特定期間	2015 年 1 月 21 日～2015 年 7 月 21 日	450
第 22 特定期間	2015 年 7 月 22 日～2016 年 1 月 20 日	450
第 23 特定期間	2016 年 1 月 21 日～2016 年 7 月 20 日	450
第 24 特定期間	2016 年 7 月 21 日～2017 年 1 月 20 日	450
第 25 特定期間	2017 年 1 月 21 日～2017 年 7 月 20 日	450
第 26 特定期間	2017 年 7 月 21 日～2018 年 1 月 22 日	450

第27特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	450
第28特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	450
第29特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	450
第30特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	350
第31特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	300
第32特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	300
第33特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	300
第34特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	300
第35特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	300
第36特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	275
第37特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	150
第38特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	150
第39特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	150
第40特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	150

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第21特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	△9.91
第22特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	△4.47
第23特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	15.27
第24特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	△0.95
第25特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	△7.00
第26特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	5.56
第27特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	2.98
第28特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	3.05
第29特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	11.48
第30特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	8.93
第31特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	△22.17
第32特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	6.51
第33特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	21.21
第34特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	△13.46
第35特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	7.89
第36特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	△6.34
第37特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	4.66
第38特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	△0.47
第39特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	△4.83
第40特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	△2.51

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第21特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	69,000,903,793	14,978,212,187
第22特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	56,716,707,736	9,507,794,202
第23特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	48,975,181,385	23,310,927,134
第24特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	65,632,425,415	14,507,472,428
第25特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	63,660,213,673	27,517,324,131
第26特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	48,219,820,641	34,975,405,135
第27特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	56,130,432,214	26,743,542,652
第28特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	78,504,887,328	32,422,525,897
第29特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	102,369,742,099	46,204,539,838
第30特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	99,378,773,633	71,345,445,303
第31特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	75,898,161,100	46,686,680,900
第32特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	75,050,255,581	32,104,194,723
第33特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	84,542,607,028	59,426,261,553
第34特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	83,627,713,799	42,269,134,185
第35特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	92,942,764,148	24,626,283,628
第36特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	103,909,064,948	32,813,238,190
第37特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	38,855,303,008	76,675,439,474
第38特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	30,030,734,030	109,245,274,083
第39特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	23,859,352,833	105,456,904,182
第40特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	22,370,957,941	89,812,841,478

（参考）

しんきんＪリートマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	145,200,191,500	98.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,140,568,885	1.45
合計(純資産総額)		147,340,760,385	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	103,664	119,200	12,356,748,800	123,500	12,802,504,000	8.69
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	86,440	103,200	8,920,608,000	109,400	9,456,536,000	6.42
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	54,114	138,900	7,516,434,600	149,500	8,090,043,000	5.49

4	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	82,712	88,800	7,344,825,600	94,500	7,816,284,000	5.30
5	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人	61,051	121,900	7,442,116,900	127,200	7,765,687,200	5.27
6	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	48,532	143,500	6,964,342,000	150,400	7,299,212,800	4.95
7	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	45,030	146,000	6,574,380,000	155,100	6,984,153,000	4.74
8	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	102,565	65,500	6,718,007,500	67,800	6,953,907,000	4.72
9	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	25,685	231,000	5,933,235,000	236,900	6,084,776,500	4.13
10	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	23,199	228,700	5,305,611,300	244,300	5,667,515,700	3.85
11	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	31,014	161,700	5,014,963,800	172,400	5,346,813,600	3.63
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	70,110	70,200	4,921,722,000	72,000	5,047,920,000	3.43
13	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	33,946	144,550	4,906,894,300	142,900	4,850,883,400	3.29
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	12,718	320,500	4,076,119,000	342,000	4,349,556,000	2.95
15	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	14,983	274,300	4,109,836,900	271,600	4,069,382,800	2.76
16	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	44,365	87,566	3,884,894,870	89,900	3,988,413,500	2.71
17	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	23,839	141,200	3,366,066,800	143,400	3,418,512,600	2.32
18	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	32,094	99,800	3,202,981,200	102,100	3,276,797,400	2.22
19	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	10,634	285,500	3,036,007,000	294,500	3,131,713,000	2.13
20	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	35,144	76,700	2,695,544,800	79,400	2,790,433,600	1.89
21	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	6,654	343,500	2,285,649,000	356,000	2,368,824,000	1.61
22	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	6,560	323,500	2,122,160,000	338,000	2,217,280,000	1.50
23	日本	投資証券	平和不動産リート投資法人	17,144	125,500	2,151,572,000	128,200	2,197,860,800	1.49
24	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	3,733	575,000	2,146,475,000	584,000	2,180,072,000	1.48
25	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	17,119	115,500	1,977,244,500	116,000	1,985,804,000	1.35
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	21,693	88,000	1,908,984,000	89,400	1,939,354,200	1.32
27	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	11,908	154,900	1,844,549,200	162,500	1,935,050,000	1.31
28	日本	投資証券	日本リート投資法人	22,716	77,500	1,760,490,000	81,500	1,851,354,000	1.26
29	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	9,138	117,500	1,073,715,000	132,200	1,208,043,600	0.82
30	日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	5,608	208,200	1,167,585,600	207,200	1,161,977,600	0.79

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	98.55
合計	98.55

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

データは2025年1月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額

基準価額	2,236円
純資産総額	134,314百万円

分配の推移（税引前）

決算期	分配金
2025年　1月	25円
2024年12月	25円
2024年11月	25円
2024年10月	25円
2024年　9月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	13,210円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。
※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率

		投資比率
1	しんきんJリートマザーファンド	99.99%
2	現金・その他	0.01%

※投資比率は、しんきんJリートオープン（毎月決算型）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）しんきんJリートマザーファンドの状況

	組入上位10銘柄		
	銘柄名	分類	投資比率
1	日本ビルファンド投資法人	オフィスビル特化型	8.69%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	オフィスビル特化型	6.42%
3	野村不動産マスターファンド投資法人	総合型	5.49%
4	日本都市ファンド投資法人	総合型	5.30%
5	GLP投資法人	物流施設特化型	5.27%
6	ユナイテッド・アーバン投資法人	総合型	4.95%
7	KDX不動産投資法人	総合型	4.74%
8	インヴィンシブル投資法人	総合型	4.72%
9	日本プロロジスリート投資法人	物流施設特化型	4.13%
10	大和ハウスリート投資法人	総合型	3.85%

※投資比率は、しんきんJリートマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。
※各銘柄の分類は、一般社団法人不動産証券化協会の分類に準じています。
※しんきんJリートマザーファンドの純資産総額は、147,341百万円です。

年間収益率の推移 (期間:2015年～ 2025年)

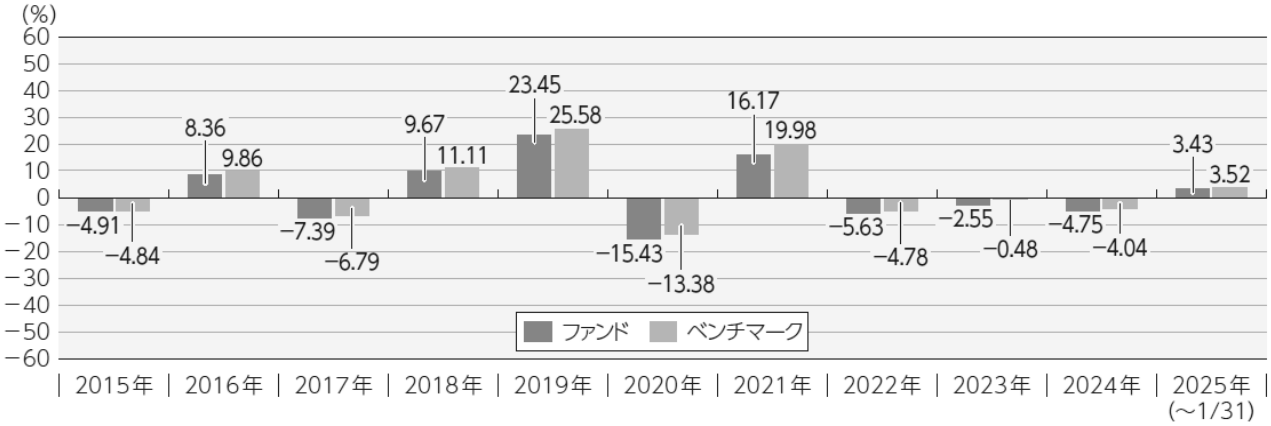

※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。
※上記の収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

１）　申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。

２）　販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。

３）　申込単位は、販売会社が定める単位です。

４）　申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に2.2％（税抜2.0％）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。

　また、収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

５）　毎営業日の午後３時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

６）　委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

７）　取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

２【換金(解約)手続等】

１）　受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

２）　毎営業日の午後３時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

３）　受益者は、自己に帰属する受益権につき、１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一

部を解約します。

4） 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。

5） 解約時の課税に関しては、前記の「ファンド情報　第１　ファンドの状況」の「４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご覧ください。

6） 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

7） 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、４）の規定に準じて算定した価額とします。

8） 解約代金の支払いは、原則として、上記解約請求日から起算して４営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。

9） 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

10） 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※ファンドの換金（解約）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の９:00～17:00）
＜ホームページ＞https://www.skam.co.jp

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ．基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。

ロ．基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

ハ．基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ニ．ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

○親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しています。

※（参考）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

不動産投資信託の受益証券は、原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

（２）【保管】

該当事項ありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「（５）その他」の「１）　ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

１）　この信託の計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

２）　上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１）　ファンドの繰上償還条項

ａ．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。た

だし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃから前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｇ．委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｈ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記２）ｄ．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｉ．受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

２）　約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ｃ．前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記ａからｅまでの規定に従います。

３）　反対者の買取請求権

前記　1）のａからｆの規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記　２）の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

４）　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の１か月前に当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に１年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

５）　運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき毎年１月と７月の計算期間の末日および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

６） 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 収益分配金に対する請求権

１） 収益分配金は、毎計算期間終了日後１か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

２） 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

３） 受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

② 償還金に対する請求権

１） 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

２） 償還金は、信託終了日後１か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

３） 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

４） 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金(解約)手続等」をご参照ください。

④ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６か月未満であるため、財務諸表は６か月ごとに作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2024年７月23日から2025年１月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 4 月 4 日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田　光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんＪリートオープン（毎月決算型）の 2024 年 7 月 23 日から 2025 年 1 月 20 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんＪリートオープン（毎月決算型）の 2025 年 1 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】
しんきんＪリートオープン（毎月決算型）
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （2024年７月22日現在）	当期 （2025年１月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	266,676,935	187,350,802
親投資信託受益証券	157,787,339,330	129,288,018,185
未収入金	2,100,000,000	1,752,000,000
未収利息	73	821
流動資産合計	160,154,016,338	131,227,369,808
資産合計	160,154,016,338	131,227,369,808
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,677,689,036	1,509,084,328
未払解約金	467,374,379	270,241,198
未払受託者報酬	10,930,712	8,664,404
未払委託者報酬	137,414,652	108,923,924
その他未払費用	577,500	577,500
流動負債合計	2,293,986,279	1,897,491,354
負債合計	2,293,986,279	1,897,491,354
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※3 671,075,614,785	※1,※3 603,633,731,248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △513,215,584,726	※2 △474,303,852,794
（分配準備積立金）	－	－
元本等合計	157,860,030,059	129,329,878,454
純資産合計	157,860,030,059	129,329,878,454
負債純資産合計	160,154,016,338	131,227,369,808

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 （自　2024年１月23日 至　2024年７月22日）	当期 （自　2024年７月23日 至　2025年１月20日）
営業収益		
受取利息	11,991	174,053
有価証券売買等損益	△8,601,926,924	△3,045,321,145
営業収益合計	△8,601,914,933	△3,045,147,092
営業費用		
支払利息	159,920	－
受託者報酬	66,980,360	56,390,900
委託者報酬	842,038,767	708,914,129
その他費用	3,493,892	3,465,000
営業費用合計	912,672,939	768,770,029
営業利益又は営業損失（△）	△9,514,587,872	△3,813,917,121
経常利益又は経常損失（△）	△9,514,587,872	△3,813,917,121
当期純利益又は当期純損失（△）	△9,514,587,872	△3,813,917,121
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△369,947,972	△191,186,540
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△554,815,461,475	△513,215,584,726
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,179,363,035	69,331,395,615
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,179,363,035	69,331,395,615
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,941,042,037	17,258,831,221
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,941,042,037	17,258,831,221
分配金	※1 10,493,804,349	※1 9,538,101,881
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△513,215,584,726	△474,303,852,794

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間の取扱い 　当特定期間は、前期末が休日のため、2024年７月23日から2025年１月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 （2024年７月22日現在）	当期 （2025年１月20日現在）
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2024年７月22日現在）	当期 （2025年１月20日現在）
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 752,673,166,134円 期中追加設定元本額 23,859,352,833円 期中一部解約元本額 105,456,904,182円	期首元本額 671,075,614,785円 期中追加設定元本額 22,370,957,941円 期中一部解約元本額 89,812,841,478円
※２元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は513,215,584,726円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は474,303,852,794円であります。
※３特定期間末日における受益権の総数	671,075,614,785口	603,633,731,248口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 （自　2024年１月23日 至　2024年７月22日）	当期 （自　2024年７月23日 至　2025年１月20日）
※１分配金の計算過程 第226期	※１分配金の計算過程 第232期
A　費用控除後の配当等収益額　583,349,148円	A　費用控除後の配当等収益額　594,548,229円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額　0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額　0円
C　収益調整金額　345,724,196,819円	C　収益調整金額　305,585,368,736円
D　分配準備積立金額　0円	D　分配準備積立金額　0円
E　当ファンドの分配対象収益額　346,307,545,967円	E　当ファンドの分配対象収益額　306,179,916,965円
F　当ファンドの期末残存口数　732,679,900,105口	F　当ファンドの期末残存口数　662,528,178,147口
G　10,000口当たり収益分配対象額　4,726円	G　10,000口当たり収益分配対象額　4,621円

H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,831,699,750円

第227期

A	費用控除後の配当等収益額	1,149,950,228円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	334,402,974,046円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	335,552,924,274円
F	当ファンドの期末残存口数	711,245,753,826口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,717円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,778,114,384円

第228期

A	費用控除後の配当等収益額	120,792,507円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	329,057,482,021円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	329,178,274,528円
F	当ファンドの期末残存口数	701,191,106,733口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,694円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,752,977,766円

第229期

A	費用控除後の配当等収益額	208,265,723円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	324,750,072,792円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	324,958,338,515円
F	当ファンドの期末残存口数	695,459,250,195口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,672円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,738,648,125円

第230期

A	費用控除後の配当等収益額	448,867,870円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	318,763,639,816円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	319,212,507,686円
F	当ファンドの期末残存口数	685,870,115,221口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,654円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,714,675,288円

第231期

A	費用控除後の配当等収益額	551,202,908円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,656,320,445円

第233期

A	費用控除後の配当等収益額	931,616,375円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	301,225,963,617円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	302,157,579,992円
F	当ファンドの期末残存口数	655,344,757,901口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,610円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,638,361,894円

第234期

A	費用控除後の配当等収益額	148,985,166円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	296,673,267,670円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	296,822,252,836円
F	当ファンドの期末残存口数	646,955,250,162口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,587円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,617,388,125円

第235期

A	費用控除後の配当等収益額	227,033,145円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	288,986,704,107円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	289,213,737,252円
F	当ファンドの期末残存口数	633,323,908,364口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,566円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,583,309,770円

第236期

A	費用控除後の配当等収益額	382,985,352円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	278,607,328,182円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	278,990,313,534円
F	当ファンドの期末残存口数	613,454,927,898口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,547円
H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,533,637,319円

第237期

A	費用控除後の配当等収益額	809,078,333円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	310,651,867,565円	C	収益調整金額	273,018,850,969円
D	分配準備積立金額	0円	D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	311,203,070,473円	E	当ファンドの分配対象収益額	273,827,929,302円
F	当ファンドの期末残存口数	671,075,614,785口	F	当ファンドの期末残存口数	603,633,731,248口
G	10,000口当たり収益分配対象額	4,637円	G	10,000口当たり収益分配対象額	4,536円
H	10,000口当たり分配金額	25円	H	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	1,677,689,036円	I	収益分配金金額	1,509,084,328円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 2024年１月23日 至 2024年７月22日）	当期 （自 2024年７月23日 至 2025年１月20日）
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 （2024年７月22日現在）	当期 （2025年１月20日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 （2024年７月22日現在）	当期 （2025年１月20日現在）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△72,917,260円	1,767,077,237円
合計	△72,917,260円	1,767,077,237円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 （2024年７月22日現在）	当期 （2025年１月20日現在）
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自　2024年１月23日 至　2024年７月22日）	当期 （自　2024年７月23日 至　2025年１月20日）
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報）

前期 （2024年７月22日現在）	当期 （2025年１月20日現在）
１口当たり純資産額　0.2352円 （１万口当たり純資産額　2,352円）	１口当たり純資産額　0.2143円 （１万口当たり純資産額　2,143円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきんＪリートマザーファンド	46,996,735,073	129,288,018,185	
合計		46,996,735,073	129,288,018,185	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）
当ファンドは、「しんきんＪリートマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。
なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんＪリートマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんＪリートマザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

		2025年１月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,239,734,915
投資証券		140,013,433,400
未収入金		598,180,379
未収配当金		1,877,885,744
未収利息		5,434
流動資産合計		143,729,239,872
資産合計		143,729,239,872
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,758,000,000
流動負債合計		1,758,000,000
負債合計		1,758,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※１,※２	51,607,008,146
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		90,364,231,726
元本等合計		141,971,239,872
純資産合計		141,971,239,872
負債純資産合計		143,729,239,872

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年１月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2025年１月20日現在
※１信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 61,188,424,140円 期中追加設定元本額 36,841,130円 期中一部解約元本額 9,618,257,124円
元本の内訳	しんきんＪリートオープン（毎月決算型） 46,996,735,073円 しんきんＪリートオープン（１年決算型） 3,143,595,590円 しんきんＪリートオープン（隔月決算型） 89,784,883円 しんきんＪ-ＲＥＩＴファンドⅡ（適格機関投資家限定） 1,376,892,600円 合計　51,607,008,146円
※２本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	51,607,008,146口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	自　2024年７月23日 至　2025年１月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。

３．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年１月20日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2025年１月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△16,186,840,635円
合計	△16,186,840,635円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2025年１月20日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年７月23日 至 2025年１月20日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2025年１月20日現在
１口当たり純資産額　2.7510円 （１万口当たり純資産額　27,510円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	3,733	2,146,475,000	
	森ヒルズリート投資法人	8,219	1,008,471,300	
	産業ファンド投資法人	17,275	1,995,262,500	
	アドバンス・レジデンス投資法人	16,974	4,907,183,400	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	6,560	2,122,160,000	
	ＧＬＰ投資法人	61,257	7,467,228,300	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	14,983	4,109,836,900	
	日本プロロジスリート投資法人	25,773	5,953,563,000	
	星野リゾート・リート投資法人	5,726	1,192,153,200	
	イオンリート投資法人	6,755	835,593,500	
	ヒューリックリート投資法人	7,916	1,081,325,600	
	日本リート投資法人	22,876	1,772,890,000	
	積水ハウス・リート投資法人	35,260	2,704,442,000	
	ヘルスケア＆メディカル投資法人	89	9,407,300	
	野村不動産マスターファンド投資法人	54,408	7,557,271,200	
	ラサールロジポート投資法人	23,839	3,366,066,800	
	スターアジア不動産投資法人	21,807	1,125,241,200	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	32,126	3,206,174,800	
	三菱地所物流リート投資法人	6,654	2,285,649,000	
	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	6,693	933,673,500	
	日本ビルファンド投資法人	103,996	12,396,323,200	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	86,861	8,964,055,200	
	日本都市ファンド投資法人	83,008	7,371,110,400	
	オリックス不動産投資法人	31,021	5,016,095,700	
	日本プライムリアルティ投資法人	12,820	4,108,810,000	
	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	9,138	1,073,715,000	
	東急リアル・エステート投資法人	12,102	1,874,599,800	
	グローバル・ワン不動産投資法人	419	42,025,700	

	ユナイテッド・アーバン投資法人	49,085	7,043,697,500	
	森トラストリート投資法人	5,492	337,758,000	
	インヴィンシブル投資法人	102,760	6,730,780,000	
	フロンティア不動産投資法人	6,050	475,530,000	
	平和不動産リート投資法人	17,144	2,151,572,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	14,805	3,889,273,500	
	福岡リート投資法人	335	48,139,500	
	ＫＤＸ不動産投資法人	45,243	6,605,478,000	
	いちごオフィスリート投資法人	291	23,454,600	
	大和証券オフィス投資法人	10,634	3,036,007,000	
	大和ハウスリート投資法人	23,294	5,327,337,800	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	70,151	4,924,600,200	
	大和証券リビング投資法人	21,693	1,908,984,000	
	ジャパンエクセレント投資法人	7,479	884,017,800	
合計		1,092,744	140,013,433,400	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2025年１月31日現在

しんきんＪリートオープン（毎月決算型）

Ⅰ	資産総額	134,701,513,678 円
Ⅱ	負債総額	387,422,889 円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ―Ⅱ)	134,314,090,789 円
Ⅳ	発行済数量	600,663,690,885 口
Ⅴ	１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.2236 円

（参考）しんきんＪリートマザーファンド

Ⅰ	資産総額	147,654,940,385 円
Ⅱ	負債総額	314,180,000 円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ―Ⅱ)	147,340,760,385 円
Ⅳ	発行済数量	51,303,370,495 口
Ⅴ	１口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	2.8720 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）　受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

（２）　受益者名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

（３）　受益者に対する特典

該当事項はありません。

（４）　受益権の譲渡制限の内容

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）　償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８）　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数　　16,000株

発行済株式総数　　4,000株

最近５年間における主な資本の額の増減はありません。

（２）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

①　商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

②　運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③　コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。

・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。

・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。

・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2025年１月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	92	783,760
単位型公社債投資信託	41	84,393
単位型株式投資信託	90	166,074
合計	223	1,034,227

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

　中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 282 条および第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

２．　財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．　当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月１４日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取 締 役 会　　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　岩 崎　裕 男

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２３年4月１日から２０２４年3月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２４年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1　財務諸表

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 （2023年3月31日現在）		当事業年度 （2024年3月31日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（資産の部）		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,096,631		8,583,718
前払費用			36,097		36,090
未収委託者報酬			684,094		714,228
未収運用受託報酬	*2		8,342		17,472
未収収益			13		53
その他の流動資産			5,263		8,804
流動資産計			8,830,443		9,360,369
固定資産					
有形固定資産	*1		91,563		96,118
建物		68,621		66,035	
器具備品		22,941		30,082	
無形固定資産			43,991		30,478
ソフトウェア		42,579		28,836	
電話加入権		959		959	
その他		451		681	
投資その他の資産			43,197		61,265
投資有価証券		3,724		22,943	
長期前払費用		825		1,735	
繰延税金資産		38,647		36,586	
固定資産計			178,752		187,861
資産合計			9,009,195		9,548,231

		前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）		当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
（負債の部）		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			486,155		525,427
未払手数料	*2	412,521		446,175	
その他未払金		73,634		79,251	
未払法人税等			151,940		99,630
未払消費税等			38,253		23,241
未払事業所税			2,241		2,368
賞与引当金			84,622		85,497
その他の流動負債			4,551		4,498
流動負債計			767,765		740,664
固定負債					
退職給付引当金			147,286		149,819
役員退職慰労引当金			37,727		16,156
固定負債計			185,013		165,976
負債合計			952,779		906,640
（純資産の部）		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,056,260		8,641,284
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			7,856,260		8,441,284
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		7,854,260		8,439,284	
別途積立金		6,990,000		7,700,000	
繰越利益剰余金		864,260		739,284	
評価・換算差額等			155		307
その他有価証券評価差額金			155		307
純資産合計			8,056,416		8,641,591
負債・純資産合計			9,009,195		9,548,231

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日		当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,878,713		5,755,477
運用受託報酬	*1		117,575		119,263
営業収益計			5,996,289		5,874,740
営業費用					
支払手数料	*1		2,900,890		2,834,615
広告宣伝費			59,825		56,076
調査費			780,767		862,064
調査研究費		559,786		602,300	
委託調査費		220,980		259,764	
営業雑経費			71,717		78,304
印刷費		61,913		67,921	
郵便料		109		130	
電信電話料		4,834		5,157	
協会費		4,860		5,094	
営業費用計			3,813,200		3,831,061
一般管理費					
給料			678,964		738,208
役員報酬		62,899		66,058	
給料・手当		452,557		493,278	
賞与		65,183		73,133	
法定福利費		92,930		100,162	
福利厚生費		5,392		5,575	
賞与引当金繰入			84,622		85,414
退職給付費用			75,930		80,176
役員退職慰労引当金繰入			9,425		10,662
交際費			2,777		4,789
旅費交通費			6,235		9,001
租税公課			24,607		22,609
不動産賃借料			62,890		62,981
固定資産減価償却費			30,126		28,300
諸経費			168,648		156,090
一般管理費計			1,144,227		1,198,235
営業利益			1,038,861		845,443
営業外収益					
受取利息	*1		86		132
その他営業外収益			334		328
営業外収益計			421		461
営業外費用					
雑損失			1,646		4,534
営業外費用計			1,646		4,534
経常利益			1,037,636		841,371

		前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日		当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日	
科　　目	注記番号	金　額		金　額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,250		3,426
特別損失計			3,250		3,426
税引前当期純利益			1,034,385		837,944
法人税、住民税および事業税			319,688		250,927
法人税等調整額			2,984		1,993
当期純利益			711,712		585,023

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	780,000	△780,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	711,712	711,712	711,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	780,000	△68,287	711,712	711,712
当期末残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	122	122	7,344,671
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	711,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	33	33
当期変動額合計	33	33	711,745
当期末残高	155	155	8,056,416

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	585,023	585,023	585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	710,000	△124,976	585,023	585,023
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	585,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

重要な会計方針

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建　　物　3年　～　50年 器具備品　3年　～　20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4.収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 　消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 　なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
建　　物	81,193 千円	85,996 千円
器具備品	41,919 千円	46,782 千円

＊２　関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
普通預金	6,939,485 千円	7,469,689 千円
定期預金	1,000,000 千円	1,000,000 千円
未収運用受託報酬	2,252 千円	2,051 千円
未払手数料	195,316 千円	214,856 千円

（損益計算書関係）

＊１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
運用受託報酬	103,058 千円	68,151 千円
受取利息	84 千円	129 千円
支払手数料	2,285,492 千円	2,203,996 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

１．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

（リース取引関係）

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,724	3,724	—
合計	3,724	3,724	—

（注 1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注 2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
（1）預金	8,096,294	8,096,294	—
（2）未収委託者報酬	684,094	684,094	—
（3）未収運用受託報酬	8,342	8,342	—
合計	8,788,731	8,788,731	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	―	3,724	―	3,724
合計	―	3,724	―	3,724

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	—
合計	22,943	22,943	—

（注1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	１年以内	１年超
（1）預金	8,583,432	8,583,432	—
（2）未収委託者報酬	714,228	714,228	—
（3）未収運用受託報酬	17,472	17,472	—
合計	9,315,133	9,315,133	—

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	―	22,943	―	22,943
合計	―	22,943	―	22,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,729	2,500	229
小計	2,729	2,500	229
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	994	1,000	△5
小計	994	1,000	△5
合計	3,724	3,500	224

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	△491
小計	20,008	20,500	△491
合計	22,943	22,500	443

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日
委託者報酬	5,878,713
運用受託報酬	117,575
合計	5,996,289

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	141,018	147,286
退職給付費用	18,504	19,805
退職給付の支払額	△12,235	△17,272
制度への拠出額	―	―
退職給付引当金の期末残高	147,286	149,819

（2）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819
退職給付引当金	147,286	149,819
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,286	149,819

（3）退職給付費用

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 18,504	千円 19,805

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度　48,840 千円、当事業年度　52,340 千円であります。

	前事業年度 自　2022年4月　1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日
(1)　直近の積立状況に関する事項	(2022 年 3 月 31 日現在) 千円	(2023 年 3 月 31 日現在) 千円
年金資産の額	1,740,569,136	1,680,937,373
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426,438	1,770,192,799
差引額	△66,857,301	△89,255,425
(2)　掛金に占める当社の拠出割合	(2022 年 3 月分) 0.1000%	(2023 年 3 月分) 0.1104%
(3)　補足説明	上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高 162,618,026 千円および年金財政計算上の別途積立金 95,760,724 千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であります。	上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高 147,969,513 千円および年金財政計算上の別途積立金 58,714,087 千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （2024 年 3 月 31 日現在）
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,911	26,179
役員退職慰労引当金	11,552	4,947
退職給付引当金繰入限度超過額	45,099	45,874
未払事業税	8,233	5,926
未払事業所税	686	725
その他	3,884	3,890
繰延税金資産　小計	95,367	87,544
評価性引当額	△56,651	△50,821
繰延税金資産　合計	38,715	36,722
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△68	△135
繰延税金負債　合計	△68	△135
繰延税金資産の純額	38,647	36,586

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	103,058

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）

１．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	2,285,492千円	未払手数料	195,316千円
								運用受託報酬	103,058千円		
								出向者人件費	49,336千円		
								事務所賃借料	49,958千円		

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	585,259千円	未払手数料	137,270千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

２．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	2,203,996千円	未払手数料	214,856千円
								運用受託報酬	68,151千円		
								出向者人件費	70,903千円		
								事務所賃借料	49,958千円		

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	―	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	594,916千円	未払手数料	132,162千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
1株当たり純資産額	2,014,104円10銭	2,160,397円84銭
1株当たり当期純利益金額	177,928円 2銭	146,255円82銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
当期純利益金額	711,712千円	585,023千円
普通株主に帰属しない金額	―千円	―千円
普通株式に係る当期純利益金額	711,712千円	585,023千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１２月１３日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　岩　崎　　裕　男

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第３５期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過

程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

２　中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

当中間会計期間末 2024 年 9 月 30 日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		3,818,480
前払費用		76,923
未収委託者報酬		724,141
未収運用受託報酬		19,742
未収収益		26,181
その他の流動資産		7,436
流動資産計		4,672,906
固定資産		
有形固定資産　＊１		101,541
建物	63,748	
器具備品	37,792	
無形固定資産		24,897
ソフトウェア	23,311	
電話加入権	959	
その他	626	
投資その他の資産		5,056,987
長期預金	5,000,000	
投資有価証券	23,051	
長期前払費用	2,237	
繰延税金資産	31,699	
固定資産計		5,183,427
資産合計		9,856,333

当中間会計期間末 2024年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
（負債の部）		
流動負債		
未払金		536,471
未払手数料	461,255	
その他未払金	75,215	
未払法人税等		119,103
未払消費税等		27,348
未払事業所税		1,196
前受収益		31,956
賞与引当金		70,157
その他の流動負債		5,354
流動負債計		791,586
固定負債		
退職給付引当金		132,478
役員退職慰労引当金		17,937
固定負債計		150,416
負債合計		942,003
（純資産の部）		
株主資本		8,913,947
資本金		200,000
利益剰余金		8,713,947
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	8,711,947	
別途積立金	8,280,000	
繰越利益剰余金	431,947	
評価・換算差額等		382
その他有価証券評価差額金	382	
純資産合計		8,914,330
負債・純資産合計		9,856,333

（２）中間損益計算書

当中間会計期間 自　2024年4月 1 日 至　2024年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,755,975
運用受託報酬		67,212
営業収益計		2,823,187
営業費用		
支払手数料		1,368,517
広告宣伝費		22,160
調査費		441,147
調査研究費	304,245	
委託調査費	136,902	
営業雑経費		36,734
印刷費	31,696	
郵便料	66	
電信電話料	2,466	
協会費	2,503	
営業費用計		1,868,560
一般管理費		
給料		337,644
役員報酬	33,376	
給料･手当	245,159	
賞与	817	
法定福利費	54,866	
福利厚生費	3,423	
賞与引当金繰入		69,476
退職給付費用		42,539
役員退職慰労引当金繰入		6,281
交際費		1,555
旅費交通費		3,616
租税公課		11,421
不動産賃借料		31,815
固定資産減価償却費　＊１		13,554
諸経費		74,997
一般管理費計		592,903
営業利益		361,723
営業外収益		
受取利息		26,719
その他営業外収益		251
営業外収益計		26,971
営業外費用		
雑損失		1,041
営業外費用計		1,041
経常利益		387,653

当中間会計期間 自　2024年4月 1 日 至　2024年9月30日		
科　　目	金　額	
	千円	千円
税引前中間純利益		387,653
法人税、住民税および事業税		110,134
法人税等調整額		4,854
中間純利益		272,663

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	580,000	△580,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	272,663	272,663	272,663
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	580,000	△307,336	272,663	272,663
当中間期末残高	200,000	2,000	8,280,000	431,947	8,713,947	8,913,947

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	307	307	8,641,591
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	272,663
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	75	75	75
当中間期変動額合計	75	75	272,738
当中間期末残高	382	382	8,914,330

重要な会計方針

項　　目	当中間会計期間 自　2024年4月 1 日 至　2024年9月30日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建　　物　　3年～50年 器具備品　　3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項　　目	当中間会計期間末 2024 年 9 月 30 日
＊１　有形固定資産の減価償却累計額	建物　88,483 千円 器具備品　37,129 千円

（中間損益計算書関係）

項　　目	当中間会計期間 自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日
＊１　減価償却実施額	有形固定資産　7,974 千円 無形固定資産　5,580 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	―	―	4
計	4	―	―	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2024 年 9 月 30 日）

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	5,014,099	14,099
投資有価証券	23,051	23,051	—
合計	5,023,051	5,037,150	14,099

（注）　上記表中の投資有価証券の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分けて分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	—	23,051	—	23,051
合計	—	23,051	—	23,051

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期預金	―	5,014,099	―	5,014,099
合計	―	5,014,099	―	5,014,099

（注）　時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル２に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル２に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,836	2,000	836
小計	2,836	2,000	836
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	20,215	20,500	△284
小計	20,215	20,500	△284
合計	23,051	22,500	551

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日	
委託者報酬	2,755,975　千円
運用受託報酬	67,212　千円
合計	2,823,187　千円

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］４　収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90％を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	30,908

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 自　2024年4月 1 日 至　2024年9月30日
１株当たり純資産額　2,228,582円59銭 １株当たり中間純利益　68,165円97銭 潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）算定上の基礎 １株当たり中間純利益 中間純利益　272,663千円 普通株主に帰属しない金額　― 千円 普通株式に係る中間純利益　272,663千円 期中平均株式数　4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1） 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4） 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5） 上記（1）から（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1） 定款の変更

2024年６月20日付で、取締役会長の選定の変更等に関する定款の変更を行いました。

（2） 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

しんきんJリートオープン（毎月決算型）

約　款

20250401

運用の基本方針

投資信託約款第１９条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「しんきんＪリートマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②運用にあたっては、「東証ＲＥＩＴ指数（配当込み)」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

③マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

②マザーファンドを通じて投資を行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

③マザーファンドを通じて投資を行う同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%を超えないものとします。

④株式への投資は行いません。

⑤外貨建資産への投資は行いません。

３．収益分配方針

毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②分配金は、配当等収益等を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託者が基準価額等を勘案し決定します。

③留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

20250401

追加型証券投資信託
しんきんＪリートオープン（毎月決算型）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第３条　委託者は、金 200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、200 億口を上限とし均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団

法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第１０条　この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第１１条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第１２条　委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下「販売会社」といいます。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって売却することができるものとします。

② この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる当該価額は、1 口につき 1 円に手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社が定めるものとします。

⑥ 受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 30 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情がある時は、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。

（受益証券の種類）

第１３条　（削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第１４条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加

の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第１５条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付の費用）

第１６条　（削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第１７条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券

２．金銭債権

３．約束手形

（投資の対象とする有価証券の範囲等）

第１８条　委託者は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「しんきんＪリートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル･ペーパー

２．外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール･ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（運用の基本方針）

第１９条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第２０条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第２０条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100 分の 35 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入れ）

第２１条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第２２条　受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第２３条　受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第２４条　金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について、円貨で約定し円貨で決

済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第２５条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求、有価証券の売却および再投資の指図）

第２６条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

②　委託者は、前項の規定による一部解約金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第２７条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

３．借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の 10%以内。

③　第１項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

④　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第２８条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第２９条　投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその

他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第３０条　この信託の計算期間は、原則として毎月 21 日から翌月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 17 年 2 月 1 日から平成 17 年 5 月 20 日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第３１条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第３２条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の投資信託財産にかかる監査費用は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額を、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第３３条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 95 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第３４条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することがで

きます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金等の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第３５条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 36 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い）

第３６条　原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。

② 委託者の指定する販売会社は、別に定める契約に基づき、収益分配金を再投資する受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

③ 委託者の指定する販売会社は、受益者が、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

④ 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 38 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

⑤ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑥ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から受益者に支払います。

⑦　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑧　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします

（受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い）

第３７条　（削除）

（収益分配金および償還金の時効）

第３８条　受益者が、収益分配金については毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者が指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については、第 36 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第３９条　受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて算定した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第３９条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第４０条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項についてあらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第３項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第４１条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第４２条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第４３条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第４４条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更）

第４５条　委託者は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第４６条　第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 40 条 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②　前項の買取請求の取扱いについては、委託者と受託者との協議により決定するものとします。

（公告）

第４７条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第４７条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第４８条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条（受益証券の発行）、第 11 条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第 13 条（受益証券の種類）から第 16 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 17 年２月１日（信託契約締結日）

委託者　　しんきんアセットマネジメント投信株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（ご参考）

親投資信託
しんきんＪリートマザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第１４条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

主としてわが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

② 運用にあたっては、「東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

③ 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

１）財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

２）収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

３）流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

④ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%を超えないものとします。

③ 株式への投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

20250401

しんきんアセットマネジメント投信株式会社